

明治初期漁業布告法の研究—Ⅰ—

— 海面借区制前期 —

青 塚 繁 志

Studies on the Decree of Fishery-Ground in Meiji

Shigeshi AOTUKA

目 次

- 第1節 海面官有化と明治初期漁業税制
 - 第1項 旧慣税制期の実態
 - 第2項 漁業における海面官有化と公物使用料の徴収
- 第2節 雑税廃止布告と漁場秩序の私的支配への傾斜
 - 第1項 漁業雑税廃止布告と漁業地方税化
 - 第2項 私的漁場支配権と公的漁場利用権の分解
 - 第3項 雑税廃止布告の地方への浸透
 - 第4項 雑税廃止布告の本質，影響に関する諸説とその批判
 - 第5項 雑税廃止布告にたいする封建網元層の抵抗

第 1 節 海面官有化と明治初期漁業税制

第1項 旧慣税制期の実態

明治維新以後の新政府にとって、その財政的基礎の強化はすべてに優先する緊急の施策であった。殖産興業富国強兵の国是は、明治政策を貫く至上命令であり、対外的な後進性をとり戻し急速に資本主義発展をはからねばならなかった。これらの積極的な施策に先んじて、まずそれらの国是を啓蒙的に国費によって推進するためにも、まだなお物情騒然たる国内秩序を維持するための国家機構を確立するためにも、税制改革は緊急のものであった。

税制の大宗をなすものは地租であり、封建的 Gewere 的土地支配を解体し、実質的な土地所有者を確定することはまた地租制度確定のためにも不可欠の条件であった。元年12月の「百姓農地所有宣言」にはじまり、3年7月「検見規則」、4年5月「石代金納の自由」、4年9月「田畑勝手作」(大蔵達47号)、5年2月「土地永売買自由」(布告50号)、「地券渡与規則」(大蔵達25号)、6年1月「地所質入書入規則」(布告18号)、6年3月「地所名称区別更生」(布告114号)に至る一連の立法過程は、すべて6年7月の「地租改正に関する上諭」「地租改正条例」(布告272号)に至る準備過程であった¹⁾。

この秩録処分と地租改正を軸とした明治維新土地改革は、封建的土地所有権から私的土

に発展する一連の改革過程は、農民からの土地取上、官有地および地主所有地の確立過程であり、明治期における特異な地主的土地所有制の形成過程として諸家の多くの研究をみるところである²⁾。これは漁場支配権の確立過程との重要な関連をもつものであるがのちにまたふれよう。

明治政府は以上の農地私有制の確立、農地商品化の促進、同時に官有地の増大を基礎としその上に地租条例を確定したのであるが、その間地租を始めとする税制は旧慣を原則とし* 悪弊は是正する方針をとり、廃藩置県**においても踏襲され、すべては地租改正にもちこされた。

このような税法での旧慣据置政策によって、一般の漁業関係税はそのまま封建的貢納の形で、8年の雑税廃止布告に至るまで継続された。その税納によって封建的漁場支配権は一応の制度的裏付けを確保したのである。

しかし漁業においては、それが重税反対（明治5～6年）、地租軽減斗争の対象となる前に、すでにのべたように封建的身分拘束の制度的根拠となっていたために³⁾、その是非について大いに争われた内浦の事例もあることを注意しなければならない。すでに旧慣による漁業税制は、一般地租と同様に徴税技術の上からもまた税源確定の点からも、その重畳的収取に多くの矛盾をはらんでいたのである。

当時の漁業関係雑税は、一般的には明治8年雑税廃止布告23号別紙にしめすようにすこぶる雑多をきわめている⁴⁾。

これを課税対象によって分類しその事例をあげるとつぎのようである⁵⁾。

- (1) 営業 魚商、川魚商売、川魚問屋、魚荷、運輸免許、鮑商、鮑座、鮮魚渡世魚市、干魚塩魚屋
- (2) 加工 干藻製作免許、魚油商、鯉節製造
- (3) 漁業 流網免許、罾網免許、問摺網免許、蛸漁免許、蛤漁免許、真珠採、鯉釣、蛸漁、鮭築免許、罾網免許、鮪建網、引網免許、瀉漁
- (4) 漁具 網、活簀、鯉網、地引網、鮭大網刺網、浦網
- (5) 漁場 鮪網代
- (6) 漁獲物 鮭、生なまこ、鯛、鯨、鯉、藻草、肥物、海老、海魚、刻昆布
- (7) 人 漁師、捕鯨社、船頭米、水夫、大工船大工職、針商
- (8) 地域 浦、浜方、浦方

このうち重要なものは漁業、漁場、地域によって示される漁場支配権の権力的裏付けの意義である。この若干の事例の示すように、幕末期における各藩財政の窮乏化は、漁業においても網の目のような課税対象となつてあらわれていたのであり、それが網元一小前の二重貢納や村浦の人頭税的徴税、その他一般独立業者と浦税の二重課税のごとく重畳的

* 明治元年8月7日「租法は旧慣」（布達612号）

『諸国税法之儀其土風ヲ篤ト不相弁、新法相立テハ却テ人情ニ戻リ候間先一兩年ハ旧慣ニ仍リ可申、若苛法弊習又ハ無余儀事件等有之候ハ一応會計官へ伺之上処置可有之事』（大日本租税志中篇 p 644—羽原又吉：日本近代漁業経済史上巻 p 9）

** 明治4年「廃藩置県論告」

『今般藩ヲ廃シ県ヲ置キシニヨリ、租税ハ一般ノ法則ニ改ムヘシト雖モ、因襲ノ久シキ、一時ニ改正セハ却テ民情ニ悖ラン、因テ本年ハ悉皆旧慣ニ仍ルヘシ』（同上）

課税は一層権利関係の錯綜をしめし、到底自由営業布告の徹底を期しえられるものではなかった。

かくて慣行税制は地租確立と相まって、6年海面官有地化、8年雑税廃止布告へと整備期を迎へ私的漁場支配権確立期に照応するのである。

ただ海上治安維持と商品流通促進化のために、漁船関係は鑑札改めの形でより早く国税として租税寮へ納入する統一税の対象となっている。4年8月5日「船税規則」*（布告395号）は一般船税を定めるものであったが、その第5則で舢舨船は石数にかかわらず各藩で適宜徴収することとし、商船50石以上のみ中央統制の対象となった⁷⁾。各藩の方針に任せられていた漁船課税もその後、7年2月18日「舢舨船並海川小廻船等船税規則」（布告21号）によって国税として統一され(1)漁船検査(刻印)実施(第1則)、(2)納税基準は3間に付き年額20銭(第2則)などが定められた。

7年の21号布告では、すでに雑税廃止、新租税規則制定の準備が始められていたため漁船税と漁業税との分別が明示されているのは興味深いものがある。すなわち21号布告の細則として布達された7年2月の大蔵省達17号は、「1. 従前漁獵又ハ船積稼等致シ候者漁獵又ハ船役米等之名義ヲ以営業税之中工船税を籠メ上納致シ来候分今般船税ノ分別廉ニ相立漁業税其ノ他共多少可賦課分有之候ハ、其見込詳細取調租税寮工可申之事⁷⁾」として、営業税からの舟税の分離にともない、従来の舟税形式の雑税的漁業税を将来営業税的のものに編成する意図が見られる。これは8年9月の府県税制確立とともに雑種税として営業税体系に編入され地方財政に充当されたのである。

第2項 漁業における海面官有化と公物使用料の徴収

すでにのべた封建的慣行税制の矛盾と漁場新秩序形成の要請は、まず漁場支配権の制度的基礎となった慣行貢納の消滅から始められなければならなかった。当時の漁場支配権にたいする取扱いは、おそらく政府部内において鋭く対立していたことはのちにのべる内務省対大蔵省の海面借区制布告の取扱いに関する論争においてみられるところであるが、一応海面官有思想が法令面にあらわれたか否かの問題は別として、6年の海面官有化を出発点とし以後漁場立法の底流をなしていたものである⁷⁾。

その最初の萌芽は直接にはまず明治7年9月7日内務省乙第55号布達として表面化して

* 明治7年2月18日太政官布告第21号

『明治4年辛未8月船税規則中舢舨船等ノ類ハ追テ一般ノ税規確定可相成旨相達置候処各地方有税無税或ハ寛苛輕重有之不公平ニ付今般別冊ノ通相定来ル明治8年1月1日より施行候条此旨布告候事

舢舨船並海川小廻船等船税規則

第1則

1 各府県管下之人民所有ノ舢舨船並海川小廻シ船等之類ハ来ル明治8年以后検査ノ上焼印ヲ標シ候管ニ付本年12月中迄ニ管轄庁ニ申立検印相受ケ可申事

第2則

1 舢舨船並川船ハ積石之多少ヲ問ハス其他五十石未満海船之類老艘毎ニ船梁ヨリ罾梁迄之延長間数ニ応シ左之通年々4月中迄ニ税金相納可申事

但曲尺6尺ヲ以老間トシ間ニ不滿端数ハ切捨候事

1 船梁ヨリ罾梁マテ長3間迄ハ老ケ年税金貳拾銭 以上長老間ヲ加ル毎ニ拾五銭ツ、ヲ増加納税可致事』(法令全書明治7年3月分)

くる。同布達はその第2条で、「従前人民官ノ許可ヲ請ケ下草税、池魚役、松茸代、砥石運上等種々ノ名儀ヲ以テ官地生立ノ動植物ヲ採取右代料トシテ米金相納候分ハ官地下草料官地池魚料等ノ名儀ニ相改メ内務省地理寮へ上納司可致事……」として、官有地内の池魚採取にたいする使用料の徴収をあきらかにした。

それは5年2月地券制確立によって私的土地所有にたいする権力的保護を確定し、地租改正徴収への準備を整えた新政府が、6年3月25日「地券発行ニ付地所ノ名称区別共更生ノ事」(布告114号)によって民有地にたいする官有地の確立をはかったのである。すなわち土地の本源的蓄積の制度的体制を整備するとともに、従来の官有地化した土地における入会慣行を課税の対象としたものであった。ここに大巾な人民の入会慣行地の官有地編入と課税が始まったのである^{*)}。

すでに「地所名称区別」布告は、官有地第3種として、「地券ヲ發セス地租ヲ課セス区入費ヲ賦セサルヲ法トス但人民ノ願ニヨリ右地所ヲ貸渡ス時ハ其間借地料及ビ区入費ヲ賦ス」る土地を民有地から区別し、それに該当するものは「山岳丘陵林藪原野河海湖沼池沢溝渠堤塘道路……其他民有地ニアラサルモノ」であるとした。かくて漁業生産の対象である河海湖沼池沢は、官有宣言と自由使用禁止の原則によって規制せられるに至ったのである。

6年114号布告と7年55号内務省布達は、わが国海面官有制の確立とその産業的利用にたいする公物使用料賦課原則を明示した点において、明治期統一漁業法制と土地高権にもとづく租税体制確立への出発点となったものである。

この海面官有原則は、通説においては8年の195号借区制布告に求められているが、それはたんにたかまる漁場紛争を現実的な契機として6年114号布告による海面官有地化を再確認し、その原則の上に旧占有利用権の消滅を宣言したものである。したがって海面官有制による封建的漁場支配権の消滅は、すでに6年に内務官僚によって準備されていたと見るのが正当である。

7年9月55号内務省布達は、たんに臨時的に官地池魚料の上納を指示したにとどまり、なお一般海面使用料に言及していない。それは6年の地租改正条例の官民有地区別にともない、従来の入会慣行が官地、民有地(公有地をふくむ)に分化したのに対応して、官有地において池魚採取が従前の慣行的自由採取から官有地使用料をともなう使用に変更されたことを宣告したものであり、その限りにおいては大幅な入会慣行の否定であった。この趣旨は、さらに7年12月120号によって「地所名称区別」布告が改定されたのにもともない借地料に変更*されている。

さて地租改正をピークとする入会慣行地整理にともなう海面官有地化布告および官有地借地料布達は、一般水面についてはたんに宣言にとどまり、なお積極的な税制をうち出していない。その実質的な漁業税制は、漁場秩序の再編成構想がまとまる8年借区制布告ま

* 明治8年8月22日太政官達第146号

『明治7年11月第120号布告ヲ以地所名称区別改定民有地ニアラサル池沢溝渠等ハ官有地第3種ニ編入候ニ付テハ耕地ノ養水溜池及ヒ井溝等ノ儀ハ従前ノ通水掛リ地民ニ所用センメ耕作一途ニ相用候分ニ限り別ニ借地料区入費等賦課ニ不及候尤右地内ニ生スル水草魚鼈等取入利益トナスモノ其場所故障無之差許候節ハ相当借地料等取入候儀ト相心得内務省へ可申出比旨相達候事』
(法令全書明治8年9月分)

でまたなければならなかった。それは雑税廃止布告においてすら、なお土地高権と漁場の現実的支配の確立が分化せず、租税高権としての体制が統一されていなかったからである。

第2節 雑税廃止布告と漁場秩序の私的支配への傾斜

第1項 漁業雑税廃止布告と漁業地方税化

かくて明治初期漁業税制は、第2期として近代的漁業税制への過渡期を迎える。明治8年2月の太政官布告23号*がそれである。この布告は旧慣による雑税を廃止し税制確立までに「営業取締差支候類ハ当分地方ニ於テ改テ収税ノ筈」とし、また官有地使用については、「是迄ノ通」借用右代料（借地料）を納入すべきことを示達したものである。

ついで太政官は、6月18日105号達によって、「本年2月第貳拾三号ヲ以テ従来ノ雑税ヲ廃シ、差向営業取締差支候類ハ当分地方ニ於テ収税ノ筈ニ候旨及布告候処、右収税ノ儀ハ総テ大蔵省ヘ可伺出此旨相達候事」として地方漁業収税は大蔵省管轄であることを明示した。その地方収税は、直ちに行われた8年9月「国税府県税制」布告140号**によって、漁業関係税は府県税としその賦課方法等は大蔵省管轄であることを布達している。

このように明治初期漁業税制は、(1) 国税としての舟税、(2) 府県税としての一般漁業税、(3) 官有地代料としての借地料の三種に分れ、次第に近代税制の性格をあらわしてきた。ここで重要なことは、太政官布告に示められる漁業税制の性格が大蔵省と内務省によっていちぢるしく相違をしめし、それは封建的漁場支配権解体期における近代的編成のための動揺をしめすものであったことである。

第2項 私的漁場支配権と公的漁場利用権の分解

封建的漁場支配権の基礎は、封建領主にたいする貢租にあり、領主による貢納を目的とした漁場の現実的支配（上級 Gewere）と漁場主による支配可能性の統合にあった。それは封建領主による領有権、網元をふくめた上層本百姓または総百姓による漁場の支配進退、網元による封建的個別漁場占有、網子、小前層による漁場用益という重疊的支配関係を形成していた。

この分解は廃藩置県によって制度的に行われたが、その近代的再編

* 明治8年2月20日 太政官布告第23号

『従来雑税ト称スルハ旧慣ニ因リ区々ノ収税ニテ輕重有無不平均ニ付別紙税目ノ分本年1月1日ヨリ相廢シ候尤右ノ内追テ一般ニ課税スヘキモ可有之候得共差向収税無之テハ営業取締差支候類ハ当分地方ニ於テ改テ収税ノ筈ニ候条此旨布告候事

但従前官有地借用右代料トシテ米金相納候分ハ是迄ノ通可相心得事』〔別紙省略〕

（法令全書明治8年3月分）

** 明治8年9月8日 太政官布告第140号

『従来ノ租税賦金ヲ国税府県税ノ二款ニ分チ左ノ通処分候条此旨布告候事

国 税

全国一般ヘ賦課スヘキ分ニシテ大蔵省ニ收入シ国費ニ供スルモノヲ云

府 県 税

現今賦金ト称シ收入スル諸税及本年2月第貳拾三号布告地方収税ノ類ニシテ其地方ノ費用ニ供スルモノヲ云

但賦課ノ方法及費用ノ目途ハ地方官ニ於テ取調大蔵省ノ許可ヲ得テ施行スルモノトス』

（法令全書明治8年10月分）

成過程は、明治政府による土地高権思想と徴税高権思想の混乱分化の過程でもあった。前者は内務省官僚による官有地制確立とやがてはそれと不可分の海面官有制としてあらわれ、後者は大蔵省官僚による営業取締的税収思想として深化していた。

すでにふれた官有地借地料の考え方は、雑税廃止布告ただし書やつぎにのべる8年海面借区制布告につながるものであり、また8年の23号雑税廃止布告本文および140号府県税制布告は、一般漁業税を営業取締的税制として大蔵省の所轄としている。すなわち大蔵省の営業税的思想と内務省の官有地借用思想の対立は次第に深刻化し、それは8年12月の195号海面借区制布告公布をめぐって頂点に達した。8年12月の太政官195号布告および215号布達をめぐる争論がこれである。

それはたんに徴税技術的な問題または両省の所轄争奪のみではなく、漁場法秩序確立にたいする新政府の本質的な動揺をしめすものであったといえる。貢納による封建的漁場秩序を解体した場合、つぎの漁場秩序の再編成がたんに国家財政のための租税高権の確立にとどまらず、漁場支配権の権力保護をなかに求めるかという漁場法体系確立の問題を解決しなければならない。漁業を収税対象として考えた大蔵省と領土高権の上に漁場秩序確立を指向した内務省が封建的漁場秩序解体をめぐって鋭い対立をしめたのは当然である。したがって両者の争論は、借区制布告の性格をしめす重要なものであるのでさらに節を改めてのべよう。

このように雑税廃止布告は、6年の海面官有地化布告以後の一連の統一的漁場法体系形成過程の視点からみるならば、私的漁場支配権確立の方向をもつものである。しかし布告文そのものにあられたところでは、雑税廃止後の新秩序は、大蔵省の考える府県営業取締的漁場秩序と、同布告ただし書という従来7年9月内務省乙55号達および8年8月太政官達146号にいう官有地池魚料ないし借地料の公物使用料徴収という内務省の考え方との抱き合わせであった。すでに6年3月布告によって海面が第3種官有地に編入されているという前提からすれば、雑税廃止布告ただし書にいう「官有地借用」とは海面をふくみ、「従前」とは領有的海面支配にさかのぼるとして、一般海面の旧貢租を指すとするのが形式的論理でありまた通説のおちいっている欠点でもある。

官有地化が制度的には6年3月に決定しており、「代料」なる用語が7年9月の内務省乙55号にいうものを指すとするのが正確な法文解釈であり、同時に雑税廃止布告が地租改正を契機とした私的土地所有権創設過程の漁業への適用であるという歴史的條件からすれば、同布告ただし書は貢納による海面の封建的支配権一般を指すものでなく、官有地内水面漁業からの使用料徴収を指すものであることはあきらかである。

それ故に雑税廃止布告は、一般海面については府県税による営業取締、官有地内水面については使用料徴収と、それぞれ異なる漁業についての租税高権のあり方を明示したものである。このように解釈すれば雑税廃止布告においては、一般海面については府県営業税ないし漁場支配権の営業権化という大蔵省の考え方と、官有地内水面における借地料による公物使用権的入会利用権という内務省的考え方が併存しそれぞれ行政的な管轄権限を異にしていたのである。

この意味で雑税廃止布告は、以後ながく日本漁業法体系を左右する領土高権の海面官有思想と他面その規制の下に私的漁場支配権を容認する思想が、大蔵内務両省の対立という政治的問題をはらみながらも萌芽的に形成されていく過程であり、日本漁場法体系の起点

ということが出来る。ただ重要なことはこのような動揺期においては租税高権が高い調子であられるのにたいして、その基礎となる漁場の現実的支配体制＝漁場法秩序が確立してないことである。このように雑税廃止布告の政策的欠陥はその両者を打出している借区別布告に発展する必然性を有していたといえよう。

第3項 雑税廃止布告の地方への浸透

さて雑税廃止布告と府県税制への移行はどのように行われたであろうか。これに関する史料は多くを知りえないが、10ヶ月後の同年12月には、大蔵省の方針である府県税徴収を廃して借用料徴収を内容とした海面借区制布告が公布されており、相当の混乱を招いたことは推察出来る。

雑税廃止は千葉県ではすでにやく7年1月には実施して* おり、府県権限で税制改革を進めた事例がある。ただし雑税免除後の措置は知られていないが、運上小物成的漁業税免除のうちでも網漁釣漁税のみは改正税として上納されている。したがって海面税の廃止による重複的課税の再編ともいうべきである。その意味では9年74号布達以後営業税の性格をたどった漁業税の先駆をなしたものである。

また雑税廃止布告直前の8年1月から岩手県では、「海川漁及ヒ諸職業諸問屋等是迄免許ヲ受ケ、税納ノ上行ヒ来候諸稼向其筋伺済ノ上、本年ヨリ……雑税改定規則之通改正候条……⁹⁾」以後当該改正規則によって株鑑札を受けさせた。この株鑑札は、「稼方ノ免許に対シ其免許ヲ保証スル為相渡」すものであり、その限りにおいて従来の貢納形式と異なるところはなかった。

このように雑税廃止布告前後において、その方向にそった若干の地方的再編成が行われたようであるが、結局それらは小整理にとどまり、同布告にいう「地方ニ於テ改テ収税ノ管」の府県税制制定という大蔵省方針の公布をまつ形となっていたと思われる。

第4項 雑税廃止布告の本質、影響に関する諸説とその批判

雑税廃止布告は同布告ただし書にみられるように内務省官僚の領土高権的漁場秩序再編成のための伏線であり、一般海面海業では大蔵省の租税高権の確立が重点であったが、やがて12月の全面的な海面借区制布告への動きもみられたであろうし、旧漁場支配層にたいしては大きな思想的動揺を与えた。それはすでにふれた¹⁰⁾ 豆州内浦をはじめとする各地

* 明治7年1月10日 千葉県布達第7号

『今般漁税改正ニ付其村々之内高結並高結ニ無之漁税明治6年ヨリ以来免除候得其意申年分迄ハ上納可致候尤地ニ属シ候諸税ハ追而相違候迄従前之通上納之儀ト可相心得候依之左ノ通仕訳相違候

船役永 浦運上 船役高永 海高永 船役高 海役永 浦役 海石永 浦高永 海石高 浦高 海高 浦役永 海高銭 浦年貢 浜高

右高結税納免除之分

干鰯ノ粕運上 干鰯永 干鰯口銀 鰯十分 一運上 諸魚五十分一運上……魚商人役 釣船役 鰹釣溜運上 五十集運上 魚買付運上 磯受金……海老網運上 生魚商冥加 肴買留役 鮮魚小買運上 魚小買冥加

外網漁釣漁税等従前上之分改正税上納ニ付免除

右高結ニ無之税納免除之分

干鰯地代 網干場役 干場役 鱸ノ小屋 網納屋場 芝網場役 船入場 網屋敷代 船引場 鱸干場 浜高塩場 納屋場 網小屋場 漁物置 魚油絞所 芝浜永……

右ハ地ニ属シ候分追テ相違候迄従前之通可致上納候

右之通相違事』

(横浜市水産会：東京内湾漁業史料 pp 6)

の漁場紛争にみられる網元側による反営業自由運動の根拠が税納のみにあったことから当然の帰結であった。

こうした一般的影響について原博士は、「網元の恩威を全ふすることを得たのは、一に領主の過重なる年貢諸役の収受を基底として網元小前なる身分的階層が揮一融合したる封建的諸制の上に築かれたからである。……雑税廃止は、内部に於て網元と漁夫との間に収益の割合につき紛擾を生じた。それは……其の租税の廃止せられたる上なお且つ従前の収益を納めんとするは到底許さるべきではなかった。また外部に対し従来漁権を主張し得ざる趨勢を馴致せしめた……斯かる封建的生産組織の上に築かれた大網漁業者の没落したのは全国的な事実であった¹¹⁾。」とのべている。

原博士の所説については、封建的漁場支配権の基礎としての貢租の評価は正当であるが、雑税廃止布告についてなお若干の検討を要すると思われる。まず雑税廃止布告のために直接小前層との間に収益配分をめぐる紛争を生じた事例は見当らない¹²⁾。静岡県内浦ではすでに2年2月と6年9月に表面化していた。2年には株仲間解放指令、6年には6年3月の海面官有地化布告の思想的影響をうけた紛争というべきである、勿論雑税廃止布告における大蔵省の営業税賦課方針にかかわらずその手続的遅延は府県漁業税徴収の上での若干の混乱をまねいたであろうし、まして12月の海面借区布告公布への予測は当然に民間における海面自由思想を助長したに違いない。

然しながら雑税廃止布告を文字通り「廃止」とみるのはあきらかに形式的解釈であって、大蔵省および当時の太政官としては、府県税制への切替とその近代化を意味するものであったのである。したがって漁場支配権の基礎を貢租のみにおいた封建法の観念で8年の税制近代化としての雑税廃止を評論するのは誤りである。それはたんなる封建的雑税の廃止＝封建的漁場支配権の制度的廃滅のみにとどまるものではなかった。6年3月にはじまる海面官有地化と8年12月の海面借区制との中間期においての税制改革であり、それは漁場秩序変革の発展途上に位置していたのである。そこに内務、大蔵両省の徴税政策上の相違と漁場秩序形成にたいする差異はあったにしても、漁業にたいする絶対主義政府の基本方針は、海面官有、私的漁場支配権の容認、近代的税制確立の方向におかれていたのである。

したがって雑税廃止布告における「廃止」によって封建的漁場支配者たる「大網漁業者の没落が必然化したのではなく、大網業者は雑税に代るべき近代的漁場税を要求したことは内浦の事例によっても知られるところであり、むしろ旧網元による漁場の現実的支配の制度的承認が急がれたのである。したがって大網業者の没落は、借区制布告にはじまる明治政府の制度的な私的漁場支配権の確立方針と、9年74号布達以後の実質的な漁場支配権の近代化傾向によってであると云える。

一方雑税廃止布告ただし書や海面借区制布告にみる内務官僚の意図が啓蒙的役割をしかもちえなかったとしても、それは小前階層の反封建運動や新規漁業者による封建的漁場独占の反対運動を背景にもつものであり、その制度的表現の第一歩として雑税廃止布告ただし書は評価されるべきである。

大網漁業者の没落はその内在した矛盾のための自己崩壊であり、制度上の一布告によって簡単に実現したものではない。9年74号布達による若干の反改革的色彩によって、むしろ大網主階層は全般的には旧慣による地主的漁場支配者の制度的地位を確保した。実態と

しては資本主義的漁場秩序と漁場の私的所有が矛盾解決の不可欠のものとなる14年以降デフレ期を経て、30年代にはじめて農奴主的経営の消滅をみるのである。雑税廃止布告そのものによって全国的な大網主階級の崩壊をみたとするのは法令解釈の形式的なためであるように思われる。

また和田氏は「雑税廃止は明治になって政府が漁村の事に関与する第一歩であったと同時に漁業における官僚支配の表現であって⁸⁾」とするが、国家法秩序の面では6年3月の海面官有地化が漁業関与の第一歩であったことはすでにのべたとおりであり、官僚支配の意図は具体的にはこの布告によっては示されていない。形の上ではそれは府県官僚による営業許可鑑札の裏付けとしての税制再編成であり、旧藩による公認と異なるところはない。絶対主義官僚支配の大前提は6年の海面の官有地編入の制度化であり、具体的な漁場秩序の形成は8年12月の借区制布告である。

第5項 雑税廃止布告に対する封建網元層の抵抗

(1) 府県漁業法制における漁業自由化

若干の府県における漁場解放法令は、漁業警察法期にもみられたところであるが、8年2月の雑税廃止布告以後さらに増加している。

例えば8年3月千葉県は、乙254号達によって、「千葉県漁業規約」を布達し、「浦々漁産物取扱方」のため「漁業会所」（6年129号規則で設置7年12号達で房総漁産会社に委譲）を再組織し、漁業取締りのため漁民の遵守すべき規約とした¹⁴⁾。同規約は漁業会所の漁業取締権限を定めたほかに一般取締規定をおいている。それによれば「沖漁ハ入会タル可シ」（6条）「新タニ営業を営ム者ハ……総テ営業鑑札ヲ受ク可シ……」（8条）とし、とくに注目してよいのは「従前浦々ニ於テ議定セン事アリトモ此規約発行ノ日ヨリ一切廃止ス可シ」（15条）とし、慣行秩序の一切を否定し漁場秩序の一新をめざしていることである。

また岩手県ではすでに6年から実施した漁場入札制（鮭網）が雑税廃止布告によって旧権再編成の機会をえて完全に制度化された¹⁵⁾。すでにのべたように岩手県では津軽石村近辺鮭漁について早くから漁場入札制を実施したのであるが、これは7年に大蔵省の承認¹⁶⁾をえさらに雑税廃止布告後も内務省の承認をえている¹⁷⁾。入札額を以て借用税額とする考え方はすでに8年12月の借区制布告に通ずるものであるが、その取扱いはあくまで府県税であり¹⁸⁾、ただ当時の内務、大蔵省の対立から両省の承認を求めたものであろう。

さて岩手県では雑税廃止布告後の8年5月津軽石外の鮭漁場について、「内務省伺済ニテ従来之瀬主束縛之弊ヲ除キ更ニ入札ヲ以漁場拝借御許容相成候積」とし、さらに「網数ニ応シ課税致候テハ、従来ノ雑税同様相成候儀ニ付、猶漁場之区域分手出願之儀御達相成可然¹⁹⁾」としてあきらかに同布告を機会とした入札制更新の方向をしめしている。8年1月の同県雑税改定規則の再編成とともに表面的には慣行税制の揚棄方針といえよう。しかしその本質は鮭網漁業のブルジョア的発展を意図したのではなく、むしろ課税の重圧によって資本蓄積が阻止されたことは、後年「時ノ県令島惟精氏ハ明治八年ニ於テ……公ノ入札法ヲ施行シテ遽カニ新業上ニ大革新ヲ生シ……延テ現今ノ如キ多額ノ税ヲ課スルノ原因ヲ遣セリ²⁰⁾」と嘆かせたほどであった。

さらに兵庫県では7月9日「本年第23号公布之通雑税御廃ニ付テハ従前浦名有之村方ニ不

限、海岸付村々ニ於テ船稼漁業トモ相稼候而不苦候事」を布達し、各浦の既得漁場支配権を否認している。また滋賀県でも雑税廃止が旧来の貢租による漁場特権を廃止し、「地方ニ錯乱ヲ生シタリ」とされている²¹⁾。

他面雑税廃止布告がたんなる旧貢租の「廃止」ではなく、漁場支配権は依然として府県税を根拠とするという根拠から、なお漁場再編成を認めず旧秩序を維持しようとしたものに新潟県漁場紛争における東京上等裁判所の見解がある。

同裁判所は大前階層の勝訴を認めて、「漁場の権利はそれを開いた者が納税を行うことによって成立するのが一般の慣習である²²⁾」としている。なおこれにたいして大審院に上告した藤崎村は、8年9月「漁税とは魚類をとり得るの税であって漁場の税ではない以上海上の営業を他人に妨げられる理由のないこと及び海は天下の公有であって一国一村の私有物ではなく彼我の境界は立ち難いこと」をのべて筒石村の漁場独占の反対理由としている。藤崎村の口上書の傾向はすでに雑税廃止布告と漁業税の営業税化の影響を受けており、12月の海面借区制布告の精神に一脈通ずるものがあつた。

当時は7年1月板垣退助による民選議院設立建白に続く民権運動盛行の時期であり、一方7年1月に設置された内務省は、勸業寮設置によって各府県にたいする行政所轄の本質をしめしながら、同時に地方の殖産興業的ブルジョア化を意図していった。かくして雑税廃止以後の立法的対策として、府県税制の漁業面での立ち遅れとともに、12月借区制布告195号が公布され、漁場秩序は始めて統一法体系による形成期を迎えるのである。

(2) 封建的漁場支配権の帰属をめぐる網元層の抵抗

雑税廃止布告がその法文上の営業取締のための府県税徴収の文意にかかわらず、6年3月の海面官有地化布告以後の一新的風潮は、当然に貢租を封建的漁場支配権の拠点とした旧網元階層の大きな動揺を招き、雑税廃止に続くであろう新税制の公布を待望したことは推測に難くない。しかもこの分布当初の動揺は、たんに網元層に限らず一般部落漁民層にまでおよんでいる。この動向を知るため豆州内浦の事例によりその一端をうかがってみよう。

(イ) 雑税上納ないし地券下附のための運動

雑税廃止布告に接した内浦重寺村津元一同は、直ちに同年4月足柄県令宛「今般雑税…御廃止被仰出候段御布告之趣奉拝承候…差向収税御廃止被仰付候テハ津元退転ハ不及申、手狭ノ場所他村入込、我勝ニセリ合、互ニ漁業仕損事詰リ壱村ノ疲弊眼前ニ附從來之通り被仰付度…²³⁾」として雑税上納の継続を請願している。

この形勢はさらに内浦総津元の嘆願に発展し、4月22日6ヶ村各網元代表連名で地券下

* 明治8年4月22日 内浦六ヶ村津元嘆願

『歎願

…今般雑税御廃止相成候御布告奉拝承難有仕合ニ奉存候、就而者…私共儀者右網戸場ヲ以、多年生活致シ来リ中ニ者近年金貨ニ替テ網戸場ヲ所持候ものも有之、全体六ヶ村之儀者、…各村々ニ而海面之境界相立、勝手ニ質入又者売買致来候、…右網戸場古来田畑山村同様村役人奥印シ私有地与奉存候、依之先般地券御発行之砌右海面銘々網戸場持場之地券御下渡シ被成下度、管轄庁江願上置候義ニ付是迄取引致候右網戸場別紙売買確証奉入御覽候、尚又六ヶ村網戸場持事柄同様…從來規定申合之通津元網子割合営業罷在候処、今般雑税御廃止被仰付而者手狭之海面東西ヨリ近村者申迄もなく駿国村々より相競ヒ魚之通路ヲ妨ケ利欲ヲ以、互ニ指事ヲ醸シ営業取締方差支、私共並網子之疲弊終ニ退転ニ及候者勿論、活物之漁業人心不和ヲ生シ候而者却而利益不相成儀、眼前ニ而歎敷奉存候間、何卒右網戸場取税之法為被立、私共職業永継相成候様被成下度、此段偏ニ奉願上候 以上』(豆州内浦漁尾史料中巻の式 pp312)

附と網戸場税上納方法の確定を* 嘆願した。嘆願状は、(i) 地券下附については、「近年金貨ニ替て網戸場を所持候ものも有之」「勝手ニ質入又者売買致来候」と網戸場所所有の商品化の発展を指摘し、その故に田畑山村同様に「右海面銘々網戸場持場之地券御下渡被成下度」と再陳情におよんでいる。また網戸場税上網については、雑税廃止のままでは漁場秩序が乱れ営業取締も不可能であるので、「津元網子割合営業罷在候」をふくめて「私共職業永続継相成候様被成下度」と請願している。

この地券交付を妥当とする性格にまで網戸場商品化が進展していたことは、私的漁場支配権への転化の一要因であるがこれはのちにくわしく検討する。このように内浦津元層の要望は雑税的網戸場納税の継続に強く集中していた。その表面的理由としては部落漁場独占が諸民生業の唯一の方法であることを説き、さらに雑税廃止によって部落対立が生じ、または新規漁業部落によって支配進退していた自村漁場が消滅するという意識に転化させられていった。この部落対立への問題の転化は、すでに内浦の慣行尊重ニ新規漁業厳禁においてふれたように²⁵⁾、明治改革後とくにはなはだしくなった新規漁業への脅威が、村内部での津元の漁場支配の是非論をのりこえて、対外的に部落対立を防止するための雑税継続と論化に転化せしめたことを意味する。

この一般漁村民与論という形式は、8年4月の長浜村小前惣代大川忠次郎、副戸長、戸長連名の雑税上納嘆願という全村体制にもうかがわれる。同嘆願書は「一時御廃止被仰出勝手之稼相成候テハ一同難澁ハ勿論、且一村治リ方ニモ相抱〔拘〕リ当惑仕候間…是迄之通浮役米上納、従前之稼出来仕候様被仰付²⁶⁾」たしとしている。

嘆願書にある小前惣代というのは、明治12年当時は長浜村網戸場の内、大網舟方、法船方の二漁場の網戸株持人でそれぞれ五分五厘を所有し、全く津元側に立つ人物であった²⁶⁾。また雑税廃止争論当時の8年4月7日、従来の網戸税割合による営業継続嘆願費用分担規定に津元網戸持連名にもその名を連ね²⁷⁾、さらに越えて借区制布告により津元側借用願に対抗して提出された小前側借用願書には名を連ねていない²⁸⁾。したがって上掲の小前惣代名による雑税継続嘆願状は、網戸株持が部落対立という共同体意識を利用して津元の漁場支配の継続を民論の名で達成しようとしたものといえる。

勿論旧津元による雑税廃止布告対策は県庁への継続嘆願にとどまらず、小前にたいする漁村内部での鎮圧対策をもうみ出すのであるが、同布告によって漁業割合につき「村内騒立候²⁹⁾」状況にたいしてその漁場支配権の確保と網戸場収益の温存に努力したことは当然であった。

したがってそのための小前層にたいする鎮撫、妥協、威圧は種々な方法によって行われたし、その限りでは部落対立思想に便乗した全村的雑税継続論も現実化したであろう。このことはたんに内浦にとどまらず、網元の漁場支配権継続のための運動に立ち上ったところではいずれにもみられた現象であったと思われる。したがって雑税廃止布告の評論を「廃止」に重点をおいて網元層の没落を招いたとする所説は、影響としては当然に旧村浦統轄権の制度的消滅による一般漁民層の雑税廃止令への抵抗をも評価せざるをえないであろう。しかし部落の漁場入会慣行は、一連の明治初期漁業法令を通してほぼ実質的に確保されており、34年漁業法においてはじめて漁業組合有の形で漁場入会権のとり上げが進行したのである。

このように雑税廃止布告の影響は、直接には封建的漁場支配者層に最も深刻な衝動を与

えたとし、ときにそれが部落入会専用権消滅の表面的理由で一般漁民層をもまきこんだであろうと考えられる。しかしすでにふれたように同布告はその方向としては封建的網元支配の再編の性格をもつものであり、雑税整理の過程では、浦税浜方税のような部落進退の根拠は消滅するが、それはふたたび府県税や借用料の形で継続されていくのである。したがって同布告公布直後の4月を除いては、以後小前層の動揺はみられず、12月の借区制布告を背景とした小前層自身による直接の網戸場権獲得を目指す津元側との紛争が再開されるのである。

(d) 津元による先規秩序の強化

内浦津元による雑税廃止対策は、政府の新漁業税制確立までの空白期に対応して自主的な漁場支配権確保に発展していく。

雑税継続の嘆願、地券の下附運動あるいは新漁業税実施陳情と並行して、まず4月7日内浦組六ヶ村津元規定書を作り、「萬一組合一体津元網戸株式先規之通不相立候節ハ県庁者勿論大蔵省又ハ司法省江願出、御処分相付候迄百事遂会議可取計候、決テ一村限り津元自己之存意を以、他江差障候様之儀、誓テ致間敷候³⁰⁾」とそのギルド的結束をかため、嘆願費用を先規にしたがい網船割合で支出することを確認しあくまで旧慣維持の貫徹をはかっている。この津元側の思想統一は、ただちに長浜村内津元および網戸持の「漁業割合に付規定之証³¹⁾」としてあらわれ、漁業得分割合の先規遵守と嘆願費用分担の申合わせを行っている。

以上の津元層による慣行温存策は、当然に小前層の身分拘束の温存と新規網不法取締の強化となって具体化した。前者の例では4月内浦重須村津元にたいし、その所属する長浜村小前層3名から「津元混乱」にたいする見舞を欠き離反したことの詫状として、「…向後御両家対シ村網子同様心得、所務無之様急度相守可申*」旨の誓約を提出している。

つぎに新規網も雑税廃止布告にかかわらず不法であることすなわち漁場支配権の存続を自治的に強行した例としては、8年8月の小海村不法新規網禁止がある。「法令雑税等御廃〔止〕ニ相成候共従前之規定確守致シ吃度相慎可申」詫状が内浦津元宛提出されているのがそれである**。

この津元層の抵抗は、漁場私有と土地高権の分離にたいする封建階層の動揺をしめすものである。旧津元層の強力な漁場支権の維持も、雑税廃止に代る新制度としての12月借区

* 明治8年4月 津元宛網子離反詫状

「差上申佗一札之事

1. 今般浮役税一時御廃止被仰為候ニ付村中惑乱を醸出シ兩御津元網子衆其外御親戚之御方迄数日集合御心配被為在候処、拙者共三人御見舞立合不申段、此度御差当不行届之段、何与も申訳無御座候、依之左之名前之者を似、種々御佗申上候処、格別の以思召御聞濟被下千万悉奉存候、然上者向後御両家対シ村網子同様心得、所務無之様、急度相守可申候、万一心得三儀有之候節ハ如何様之御所分有之候トモ一言之申聞無御座候、依之佗一札如件」

前掲「内浦史料」pp 313

** 明治8年8月3日 小海村不法サンマ網佗書

「今般当村ニ而新規サンマ網仕立、庄内各村漁場先ニ於テ漁業相始、既ニ先般久科村外式ヶ村ニ被差押、船網漁具悉皆皆³¹⁾揚預、差当右者立漁之障碍ニ不心付、一時之欲情ニ走り斯之始末立至、何共申訳無之…然ル上者新規漁業ハ勿論従令雑税等御廃〔止〕ニ相成候共従前之規定確守致シ吃度相慎可申候、万不法之義有之節者如何様之御所置ニ相成候共一言之申訳無御座候…」

(前掲「内浦史料」pp 314)

制布告というより近代的な前進によってさらに動揺し、一応借用料上納によって漁場支配権は確保するが、すでに小前層にたいする封建的隷属支配は自己矛盾としてあらわれ、やがて新しい地主的漁場支配権に転化していかざるをえないのである。

(本論文は36年5月に脱稿したもので以後の若干の関係文献は引用していない)

文 献

- 1) 小倉武一：土地立法の史的考察. pp.105~107.
- 2) 同上 pp.113~178, 渡辺洋三：農業関係法(日本近代法発達史2巻) pp. 3. 17~
- 3) 青塚繁志：明治初期漁業布告法の研究—漁業警察法期, 本誌, 12, pp.53-71 (1962)
- 4) 旧藩時代の税目については旧藩漁業制度取調書(水産行政). pp.2~5, 大蔵省：日本財政経済史料巻1 財政部 1 pp.168, 208, 210, 近世地方経済史料4巻 仙台藩租税要略巻3, 大日本水産会報第181号, pp.446, 182号 pp.493, またその性格については羽原又吉：日本漁業経済史上巻, pp.230, 山口和雄：日本漁業経済史研究. pp.15~34, 原 暉三：日本漁業権制度史論. pp.144, 150.
- 5) 明治8年2月20日布告23号別紙1(法令全書明治8年2月分)
- 6) 法令全書明治4年8月分.
- 7) 青塚繁志：漁業法の性格と問題点. pp.547~8
- 8) 前掲小倉：pp.123~6, 東大東洋文化研究所：土地所有の史的研究. pp.564.
- 9) 岩手県水産部：岩手県漁業史料 pp.357.
- 10) 前掲青塚「漁業警察法期」pp.67
- 11) 前掲原「制度史論」pp.198.
- 12) 渋沢敬三：豆州内浦漁民史料中巻の式, 和田捷雄：漁村の史的展開.
- 13) 前掲和田 pp.200.
- 14) 横浜市水産会：東京内湾漁業史料, pp.7~10.
- 15) 釜沢 勲：岩手漁協八十年の歩み. pp.2.
- 16) 前掲「岩手県史料」pp.113.史料. 57.
- 17) 同 上 pp.100 史料 53.
- 18) 同 上 pp.120 史料 63.
- 19) 同 上 pp.100 史料 53.
- 20) 巖手県宮古町外巻町三ヶ村住民共同漁業組合各漁場沿革調査書(明34).
- 21) 羽原又吉：日本近代漁業経済史上巻, pp.16.
- 22) 萩原宣之：明治維新における漁村の紛争(漁業経済研究4巻1号) pp.44.
- 23, 25) 前掲「内浦史料」pp.309.
- 24) 前掲青塚「漁業警察法期」pp.68~69.
- 26) 前掲「内浦史料」pp.424.
- 27, 29, 31) 同 上 pp.311.
- 28) 同 上 pp.339.
- 30) 同 上 pp.360.